

○ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則

平成6年11月1日

規則第72号

改正 平成7年5月26日規則第34号

平成8年9月24日規則第34号

平成9年12月24日規則第31号

平成10年6月24日規則第20号

平成11年3月31日規則第31号

平成11年8月2日規則第41号

平成12年3月31日規則第25号

平成12年12月28日規則第68号

平成13年3月30日規則第18号

平成15年3月27日規則第17号

平成16年3月25日規則第7号

平成17年9月28日規則第44号

平成18年5月31日規則第50号

平成19年9月7日規則第31号

平成20年3月28日規則第12号

平成21年6月24日規則第22号

平成23年3月25日規則第7号

平成24年9月18日規則第29号

平成25年7月3日規則第18号

平成27年2月23日規則第7号

平成27年12月24日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられるものにあつては、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する **所得を証明するに足る書類**

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくは **被扶養者** にあつては、 **その旨を証する書類**
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号又は第4号に該当する者にあつては、母子家庭又は父子家庭であることを証する書類
- (4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- (5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類
- (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

（受給者証の交付）

第4条 市長は、前条の規定による申請に基づいて、当該申請者が条例第3条の規定による対象者（以下「対象者」という。）であり、条例第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを確認したときは、当該申請者が妊産婦以外の者である場合にあつては医療福祉費受給者証（様式第2号）を、妊産婦である場合にあつては妊産婦医療福祉費受給者証（様式第2号の2）を交付するものとする。

（支給制限の通知）

第4条の2 市長は、第3条の規定による申請に基づいて、当該申請者が対象者であり、条例第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを確認したとき

は、医療福祉費支給の制限に関する決定通知書（様式第2号の3）により、当該申請者に通知するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第5条 医療福祉費受給者証若しくは妊産婦医療福祉費受給者証（以下「受給者証」と総称する。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又は条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（医療福祉費の支給申請）

第6条 条例第4条第5項の申請は、医療福祉費支給申請書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等（以下「保険医療機関等」という。）が発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

（2） 医療福祉費支給口座振替依頼書（様式第4号の2）

（3） その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（受療の手續）

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

（入院及び外来自己負担金の支給申請）

第8条の2 条例第4条の2の申請は、医療福祉費（入院・外来）自己負担金支給申請書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請に係る支給額を決定するものとする。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規定による届出は、受給者又は保護者等に関し、次に掲げる事項に変更があった場合において、受給者証を提示し、医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)により行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号及び第2号に定める者(3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児を除く。)の支払口座等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険若しくは医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の種別並びにその保険者の名称及び所在地
(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者又は保護者等は、当該受給者が条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合には、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の勝田市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和51年勝田市規則第21号）又は那珂湊市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和51年那珂湊市規則第17号。以下「合併前の規則」という。）の規定により交付された医療福祉費受給者証は、当該受給者証の有効期間の満了するまでの間は、この規則の規定により交付された受給者証とみなし、合併前の規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成7年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年規則第34号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則（平成9年規則第31号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（平成10年規則第20号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

付 則（平成11年規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(様式の経過措置)

2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

付 則（平成11年規則第41号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則 (平成12年規則第25号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年規則第68号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則 (平成13年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則 (平成16年規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

付 則（平成18年規則第50号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

付 則（平成19年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要に補正をしたうえで、なお使用することができる。

付 則（平成21年規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則の施行日前にひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（以下「条例」という。）第3条の規定による対象者であって、市が条例第4条の規定による医療福祉費の支給を行っていた妊産婦については、出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの間において、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定により医療福祉費を支給するものとする。

4 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

付 則（平成 2 3 年規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 2 4 年規則第 2 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成 2 5 年規則第 1 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成 2 7 年規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前のひたちなか市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成 27 年規則第 41 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

医療福祉費受給者証 (交付・更新) 申請書 (台帳兼用)

区分	83	重度心身障害者	84	小児	判定	1	該当	異 補 助	1	該当
	85	65歳以上重度心身障害者	86	妊産婦		2	非該当		2	非該当
	87	父子家庭	88	母子家庭		3	無申告		3	無申告
	90	小児特別	96	妊産婦特別						

年度		作成日		年 月 日		所得控除 (控除前)		控除額		控除後の申告所得		半定額控除額		半定		扶養人数		特定人数		老数		配当	
記録	個人番号 (受給者番号)	区分	氏名 (宛名番号)	性別	生年月日	総額	所得控除 (控除前)	控除額	控除後の申告所得	半定額控除額	半定	扶養人数	特定人数	老数	配当								
	1		()	男女	年 月 日																		
	2		()	男女	年 月 日																		
	3		()	男女	年 月 日																		
	4		()	男女	年 月 日																		
5		()	男女	年 月 日																			
住所	細損・医療費 80,000 社保・定期預金 80,000 小規模共済・配当者特等 80,000 免納額・災害医療費等 80,000																						
生受給者	所得控除の内容 1 2 3 4 5																						
個人情報提供同意書	この申請に関し市や関係当局で保管する私 (受給者又は保護者等) 及びその扶養義務者に関する住民登録情報、秘密情報その他の医療福祉費の支給に必要の情報について、市長が閲覧し、及び利用することに同意します。 年 月 日 氏名																						
加入健康保険	保険種別	保険区分	保険者コード	被保険者証等の記号・番号	被保険者名	保険者名称	保険者所在地																
資格	取得・喪失年月日	取得・喪失	取得事由	喪失事由	有効期間	開始	終了	上記のとおり医療福祉費受給者証の交付 (更新) を申請します。 また、高額療養費及び高額介護合算療養費のうち、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第4条第3項の規定により算出された額の受領を委任いたします。 年 月 日 ひたちなか市長 殿															
障害認定	種別	1 年金 (遺族・障害) 2 扶養手当 (児童・特別児童) 3 身体障害者手帳・療育手帳 4 その他	等級	障害名	交付・認定年月日	1 住所特例 2 有効期間延長 3 後期障害認定	在学状況	有・無	調査等	障害再認定	有・無	有・無	有・無	申請者	住所	氏名	電話番号						
支払口座	金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号	口座名義人 (カナ)	備考																	

様式第2号(第4条関係)

(表)

㊦ 医療福祉費受給者証								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者証等の 記号及び番号								
保険種別								
保険者番号								
受 給 者	住所							
	氏名	男 女						
	生年月日	年 月 日						
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで						
交付年月日		年 月 日						
発行機関名 及び印		茨城県 ひたちなか市 印						

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療福祉費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書及び診療明細書若しくは調剤明細書、振込口座のわかるもの及び印鑑を持参してください。高額療養費・附加給付金等がある場合には、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書(医療費のお知らせ等)も持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちにひたちなか市役所へ届け出てください。
- 4 受給資格がなくなったとき、生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかにひたちなか市役所へ返還してください。
- 5 その他おわかりにならないことは、ひたちなか市役所でおたずねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

福 妊産婦医療福祉費受給者証										
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。										
公費負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
被保険者証等の 記号及び番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 100%;"></td> </tr> </table>									
保険種別	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 100%;"></td> </tr> </table>									
保険者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
受 給 者	住 所	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 100%;"></td> </tr> </table>								
	氏 名	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">男</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">女</td> </tr> </table>		男	女					
	男	女								
生年月日	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>		年 月 日							
	年 月 日									
有効期間	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">出産日の翌月末日まで</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(出産予定日 年 月 日)</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>		年 月 日から			出産日の翌月末日まで			(出産予定日 年 月 日)	
	年 月 日から									
	出産日の翌月末日まで									
	(出産予定日 年 月 日)									
交付年月日	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>		年 月 日							
	年 月 日									
発行機関名 及び印	茨城県ひたちなか市 印									

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、ひたちなか市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 医療福祉費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書及び診療明細書若しくは調剤明細書、振込口座のわかるもの及び印鑑を持参してください。高額療養費・附加給付金等がある場合には、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書(医療費のお知らせ等)も持参してください。
 - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちにひたちなか市役所へ届け出てください。
 - 4 受給資格がなくなったとき、生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかにひたちなか市役所へ返還してください。
 - 5 その他おわかりにならないことは、ひたちなか市役所でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第2号の3(第4条の2関係)

医療福祉費支給の制限に関する決定通知書

年 月 日

様

ひたちなか市長

年 月 日 付けで申請のありました 様に係る
医療福祉費について、審査の結果、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第5条に定め
る支給制限の規定により、下記の期間、支給しないことと決定しましたので通知します。

記

期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

理 由

なお、この決定に不服があるときには、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、ひたちなか市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第5条関係）

医療福祉費受給者証再交付申請書

公費負担者 番号		受給者氏名		男 女
受給者番号				
個人番号		生年月日	年 月 日	
再交付申請 の理由				
<p>上記のとおり医療福祉費受給者証の再交付を申請します。</p> <p>また、受給者証を発見したときは直ちに返還し、受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>ひたちなか市長 殿</p> <p>申請者 住所 (受給者又は保護者等) 氏名 ㊟ 電話番号 個人番号</p>				

年 月 日	決 裁 欄	課長	課長補佐	係長	係員
上記のとおり、医療福祉費受給者証を再交付してよろしいでしょうか。					

様式第4号の2(第6条関係)

医療福祉費支給口座振替依頼書

受給者番号		受給者名 氏名	男 女
振込金融 機関名		銀行 信金 信組 労金 農協	本店・支店 本所・支所
預金種目	普通 当座	口座番号	
フリガナ			受給者との 続柄
口座名義人			
年 月 日			
ひたちなか市長 殿			
住所			
申請者 (受給者 又は保護者等) 氏名			
①			
電話番号			

様式第5号(第7条関係)

(表)

様

医療福祉費支給決定通知書

申請日 年 月 日
支給者名
支給金額 円
振込日 年 月 日

年 月 日

ひたちなか市長



(裏)

申請をいただいております医療福祉費について、審査の結果、表面に記載のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)にひたちなか市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号（第 8 条の 2 関係）

医療福祉費（入院・外来）自己負担金支給申請書

公費負担者番号		受給者氏名	男 女
受給者番号		生年月日	年 月 日
個人番号			
住所			
金融機関コード		支店コード	
振込金融機関名	銀行 信金 信組 労金 農協	本店・支店 出張所	
預金種目	普通 当座	口座番号	
フリガナ		受給者と	
口座名義人		の続柄	
<p>上記受給者の診療に係る領収書の自己負担金額欄に記載された医療福祉費（入院・外来）自己負担金の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>ひたちなか市長 殿</p> <p>申請者 住所 (受給者又は保護者等) 氏名 ㊞ 電話番号</p> <p>個人番号 </p>			

様式第7号（第10条関係）

医療福祉費受給資格等変更届			
公費負担者番号		受給者氏名	男
受給者番号			女
個人番号		生年月日	年 月 日

届出事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名	フリガナ	フリガナ	
住所			
扶養義務者	受給者との続柄 ()	受給者との続柄 ()	
所得		円	円
支払口座等	支払区分 預金種目 金融機関名 口座番号 口座名義人	支払区分 預金種目 金融機関名 口座番号 口座名義人	
障害の程度		級	級
高校等在学状況	学校名等	学校名等	
加入保険の世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員	
種別 保険者の名称 所在地	協・組・日・船・共・国・ 国組・後	協・組・日・船・共・国・ 国組・後	
被保険者証の記号 番号			

医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。

年 月 日

ひたちなか市長 殿

届出人 住所
(受給者又は保護者等) 氏名

電話番号

個人番号 |||

(自署の場合は、押印は必要ありません。)

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		受給者氏名	男
受給者番号			女
個人番号		生年月日	年 月 日
その事故の要旨等（日時，場所，状況等）			
疾病又は負傷の状況			
第三者の住所（居所）及び氏名（名称），日時，住所（居所）が明らかでないときはその旨			
示談の有無	有・無（示談があった場合には，示談書の写しを添えること。）		
損害賠償金の額			
上記金額の受領年月日（見込）	年 月 日		
<p>上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>ひたちなか市長 殿</p> <p>届出人 住所 （受給者又は保護者等） 氏名 印 電話番号</p> <p>個人番号 </p> <p>（自署の場合は，押印は必要ありません。）</p>			

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 2 号の 2（第 4 条関係）

様式第 2 号の 3（第 4 条の 2 関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 4 号の 2（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条の 2 関係）

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）